

ビジネスモデル特許（ビジネス関連発明）

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

「ビジネスモデル」とは、事業が利益を生み出すためのしくみのことであり、ビジネスモデル全部が「ビジネスモデル特許」として特許の対象になると理解されている場合が見られます。一方、特許庁では、「ビジネス関連発明」と称して内容を特定し、該当した場合にのみ特許法上の発明としています。

本稿では、ビジネスモデル特許（ビジネス関連発明）の意味と、経緯（歴史）・状況等を紹介します。



2. ビジネスモデル特許（ビジネス関連発明）とは

ビジネス関連発明とは「ビジネス方法がICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) を利用して実現された発明です」(特許庁、2021年8月資料)。従って、ICTを用いて実現することを前提にしています。

一方、ビジネスモデルであるビジネスの方法（事業のやり方、販売・管理方法等）の案そのものは特許として認められない（保護対象にならない）ことになっています。

これは、発明の定義である「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当しないと判断されていることによるものであり、例として・経済法則等の自然法則以外の法則、・人事的な取り決め、・数学上の公式、精神的な活動等が挙げられます。従って、ビジネスモデルの中の一部であるビジネス関連発明が特許の対象になると理解できます。

3. ビジネスモデル特許の歴史

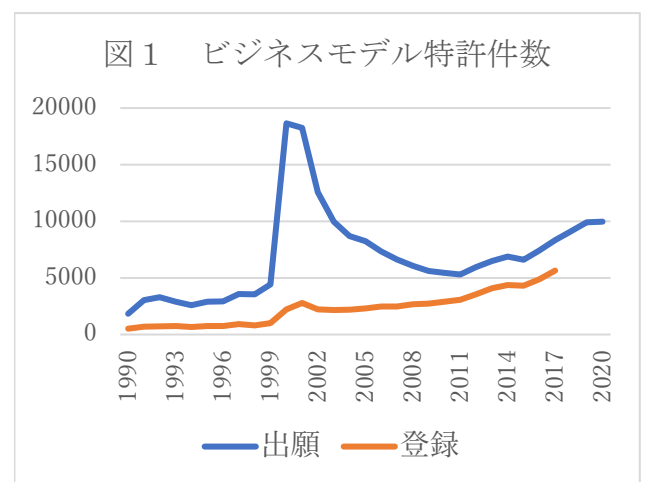
(1) 発端はアメリカ

1998年アメリカのステートストリートバンク事件の判決においてビジネス方法が特許になることが認められ、これを契機にビジネスモデルの出願がアメリカで急増しました。

(2) 日本へ波及

アメリカの影響で、日本でもビジネスモデルの特許出願が急増しました。該当する特許分類は年間3000件程の出願であったものがいきなり18000件に増加した経緯があります

(図1)。なお、本グラフの数字は、現在の特許分類G60Qと、旧分類のG60F15/21、G06F15/30、G06F17/60とを指定していずれかを含むものを抽出しました。



4. 日本における動向

(1) 特許庁の判断

日本の特許庁ではビジネス方法が特許になると認めているわけではなく、あくまでも技術的思想の創作として、具体的なシステムを有するものに絞って登録対象にしています。事例として、

1998年にアメリカで特許として認められた前記ステートストリートバンク事件の特表平6-505581「ハブ及びスポーク金融サービス構成のためのデータ処理システム及びその方法」が拒絶査定となり、その後不服審判を提起したものの認められず、拒絶が確定しています。

拒絶の理由は、具体的な構成の説明が無くモジュールをどのように構成すれば実現できるのか記載されていない（記載不備）とともに、モジュールの組み合わせのみでは引用例や周知事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとしています。

このように日本とアメリカの対応の相違から、特許出願が急増した2000年と2001年の2年間で3万7千件程の出願があったものの、登録は約5千件、13.6%と平均の4分の1程度の極めて低い数字になっています。そして、日本でのビジネスモデル特許の定義が明確になるに従って、出願件数も急減しました。

(2) 特許分類毎の出願動向

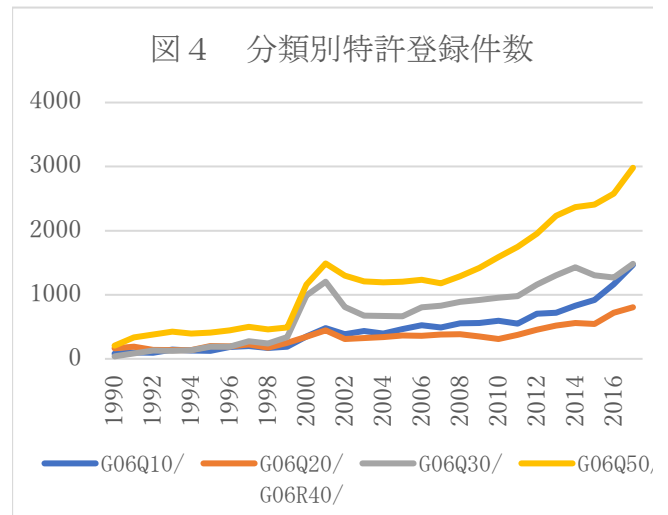
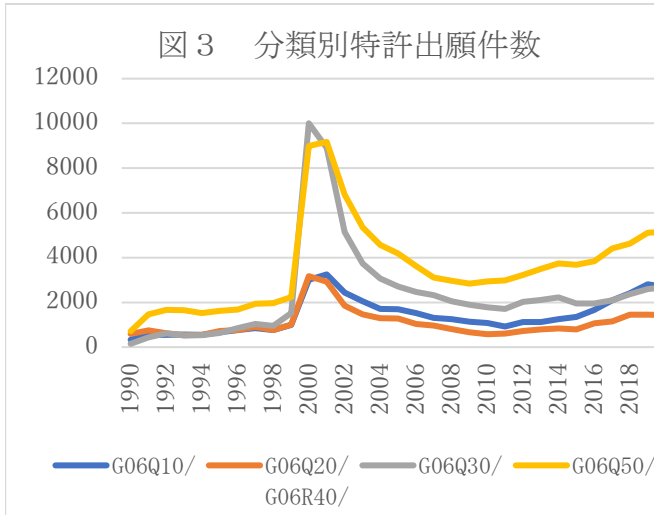
ビジネスモデル（ビジネス関連発明）が該当する特許分類G60Qのメイングループの内容は、以下のように分かれています。

図2 ビジネスモデルの特許分類

特許分類	代表的な産業分野
G06Q50/	サービス業一般、一次・二次・三次産業全般
G06Q30/	商取引（EC・マーケティング）
G06Q10/	管理・経営
G06Q20/、40/	支払い、金融、保険

①これらの各年の特許出願件数、特許出願の登録状況を確認します（図3、4）

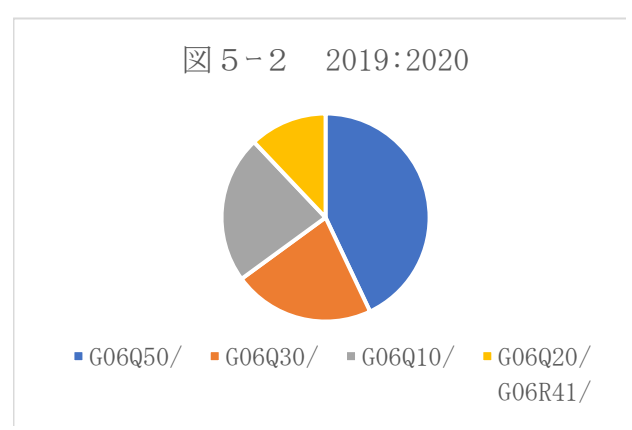
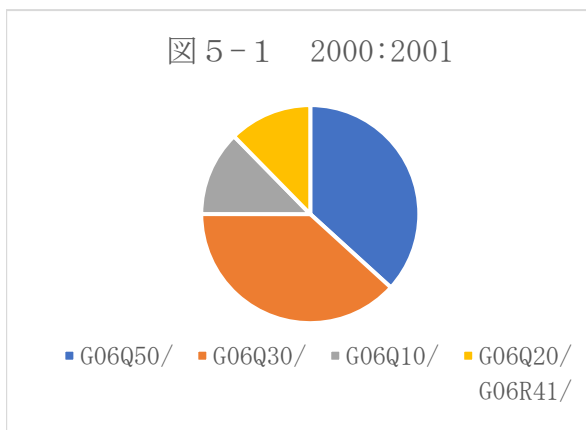
出願件数（図3）は、2000・2001年をピークに急激に増減したものの、2010年前後を底に緩やかに増加しています。特にG06Q50/（サービス業一般、一次・二次・三次産業全般）とG06Q10/（管理・経営）が増加しています。



登録件数（図4）も出願件数に並行して増えており、特にG06Q50/は出願よりも急勾配で増加しています。これは、出願に対する登録率が上昇していることを表しており、2000年には15%だったものが、2010年には52%、2017年出願では68%と高率になっています。出願に対する登録率の平均約55%に対して極めて高い数字であり、ビジネスモデル（ビジネス関連発明）技術の高度化と出願内容の厳選によるものと考えられます。

②分類比率の変遷

最も出願件数の多かった2000・2001年と最近の出願の内訳を比較します（図5）。G06Q50/（サービス業一般、一次・二次・三次産業全般）とG06Q10/（管理・経営）が増え、G06Q30/（商取引（EC・マーケティング））が減少しています。これは、ビジネスモデル特許（ビジネス関連発明）は、商取引中心だったものが経営や他分野の事業全体に広がっていることを表していると思われます。



(3) 日本で話題になったビジネスモデル特許

①トヨタのカンバン方式

工程間の流れを制御する方法で、まず後工程で部品を使用すると、前工程へかんばん

を送ります。次に、後工程からかんばんが届くと、届いたかんばんが生産指示であるため、生産して後工程の在庫を補充します。ジャスト・イン・タイムで効率よく生産を行うことが可能になったと云われています（特許第2881809号（1999年登録、その他多数）。本件について他社に権利主張を行ったかは確認されていませんが、トヨタ独自の生産方式として広く認識されるようになっていきます。トヨタでは生産管理について300件以上の特許出願を行っており、生産の改良に努めています。

②日本航空のチケット予約システム（2004年）

企業IDと企業に属する個人の個人IDを用意しておき、航空券の発券処理には個人IDを、請求処理には企業IDを用いるという発明です（特許第3400447号）。日本航空（JAL）が特許に基づいて全日空（ANA）に対してシステムの使用中止と、100億円の損害賠償訴訟を起こしましたが、全日空からの無効審判により権利範囲が狭まり、日本航空は訴訟を取り下げてしまいました。

5. まとめ

IT技術の進展によって発明の内容も変化し、当初は混乱が生じていましたが「自然法則を利用した技術的思想の創作」の原則に基づいて解釈を行うことにより、実用的な内容の発明が評価され活用されるようになっていきます。ちなみに、知的財産管理のビジネスモデルについても3000件以上が出願され、1000件以上が登録されています。

知的財産の内容は、技術の進歩によって変化し、遅滞なく理解と対応を行うことが望まれます。

長野県知財総合支援窓口は知的財産権を切り口として、技術の進展・変遷に対応した支援を行うことによって地域の産業・経済の発達に寄与すべく、皆様の戦略を踏まえて知財支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

（原稿作成2022年10月）